

令和9年度 安城市児童クラブ入会案内

～入会申請にあたっては、入会案内をよく読んで申請してください～

1. 児童クラブとは

保護者が就労等により昼間、家庭にいない市内の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

主体的な遊び、自主的な学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としていることから、学校や塾とは異なり、学習指導は行いません。

2. 利用区分について

利用にあたっては通年利用（放課後・長期休業日利用）と長期休業日のみの利用があります。利用区分によって入会の基準が違います。申請後の利用区分の変更はできません。ご注意ください。

3. 入会の基準

小学1～6年生で集団生活ができる児童のうち、保護者及び69歳以下の同一住所（住民票の住所）の祖父母が（1）～（4）の理由により家庭にいない児童、若しくは、児童の養育ができない状態の時です。

※集団生活ができる児童とは、身の自立ができている、他害がない等です。ご不安のある場合は、事前に相談してください。

（1） 就労の場合

	通年利用の基準	長期休業日のみの基準
1、2年生	昼間4時間以上かつ <u>午後3時</u> 以降まで就労していること	昼間4時間以上就労していること
3～6年生	昼間4時間以上かつ <u>午後4時</u> 以降まで就労していること	昼間4時間以上就労していること

※自営の方については、自宅とは別に事務所・作業場専用の玄関があることが必要です。

※内職、夜勤のみの方は、利用できません。

（2） 出産、長期の入院により、大人が家庭にいないことができない場合

（3） 親族の介護を日常的に行っており、大人が家庭にいないことができない場合（就労の基準と同程度の時間帯で介護していることが必要です。）

（4） 大人が家庭にいないが養育することが困難な場合

- ・ 疾病や負傷、または精神若しくは身体に障害を有しており、お子さんの養育ができない等

4. 申請について

- ・ 利用には、**年度ごとに申請が必要**となります。利用期間は年度末（3月31日）までです。次年度への自動更新は、ありません。利用する必要がなくなった場合には、退会することができます。
- ・ 長期休業日利用の方は、春・夏・冬休みを選択できます。必要に応じて申請をしてください。また、終業式翌日から始業式前日までの期間が利用期間です。3月春休みと4月春休みは申請年度が別になります。申請した長期休業期間の取下げはできますが、増やすことはできません。
- ・ 年度途中の学区の変更はできません。1度退会していただき、改めて入会申請してください。

5. 申請に必要な書類

※兄弟姉妹で入会希望の方は、
それぞれ1人ずつ申請が必要です。

※オンライン申請の前に、必要な書類を準備しておいてください。

- 1 就労証明書・診断書《入会の基準（2）～（4）に該当される方は、診断書等の証明書が必要。診断書は決められた様式にて提出》

※父・母のほか、同一住所に69歳以下の祖父母がいる場合は、その方の分も必要です。

※就労証明書は証明日から6か月以内のもの、診断書は3か月以内のものが有効です。また就労期限、治療期限のある方は期限が終了し、更新後に再提出が必要です。また就労予定、復職予定で証明された方も勤務開始後に再提出が必要です。（再提出されない場合は入会ができませんのでご注意ください）

※入会に必要な書類の記載内容が事実と異なる場合は入会の決定を取り消すことがあります。

- 2 口座振替依頼書（あんぱ～く窓口、各児童クラブで配布 安城市のHPからの申請も可）

※初めて児童クラブを利用する方のみ必要です。兄弟が利用していた方で同じ口座を利用する場合は、提出の必要はありません。

- 3 育成料減免申請書（生活保護、市町村民税非課税世帯等で減免を希望する方のみ）

6. 申請方法・申請期間

※申請方法：あいち電子申請・届出システム（オンライン申請）

※申請期間の最終日は午後5時まで

※オンライン環境が整っていない等の理由で、書類での申請を希望する人は児童クラブ係へ相談下さい。

＜令和9年度入会申請（当初入会申請）＞

区分	利用開始月	申 請 期 間	結果の発送目安
通年利用 （放課後+長期休業日）	4月～8月	<u>令和8年11月1日（日）～11月20日（金）</u>	令和9年2月中旬
長期休業日のみ利用	春休み～ 夏休み～		

近年、放課後児童クラブへの入会希望者が大幅に増えております。

令和9年4月1日から利用希望の方は必ず11/20（金）までに申請してください。

※申請された後、4月の利用変更はできません。

※令和9年5月～8月の間に育休復帰が確定している方は、11月の申請期間中に申請できます。

※急な市外からの転入等、やむをえない事情により申請が間に合わなかった方は、こども課児童クラブ係へご相談ください。

＜途中入会申請（令和9年5月以降）＞ ※定員に余裕のある児童クラブのみ入会可能

区分	利用開始月	申 請 期 間	結果の発送目安
通年利用 （放課後+長期休業日）	5月～3月	利用開始月の前月1日～15日 ※8月から利用の人は、 6月1日～6月15日	毎月20日前後に発送 ※到着まで2～3日かかります
長期休業日のみ利用	夏休み 7月～ 8月～	令和9年6月1日～6月15日	6月下旬
	冬休み 12月～ 1月～	令和9年11月1日～11月15日	11月下旬
	3月春休み	令和10年2月1日～2月15日	2月下旬

7. 各種申請先

令和9年度入会申請については

↓↓こちら↓↓



就労証明書は

↓↓こちら↓↓



口座振替申請は

↓↓こちら↓↓



※申請は、就労証明書・診断書等の写真・データの添付をお願いします。

8. 入会優先順位について

入会については、「学年の低い児童」「ひとり親世帯等の家庭」「保護者の就労時間が長い児童」等の優先順位の高い順に決定します。定員超過の際は、審査の結果、調整または不許可となる場合がありますので、ご了承ください。また、通年利用で申請されても、長期休業期間中は低学年の利用者を優先するため、定員に余裕のある他児童クラブでの利用や、利用を不許可とする場合がありますので、ご了承ください。介護については、聞きとり状況により入会できない場合があります。クラブの部屋割りについては、全てこども課に一任していただきます。

9. 開所日・開所時間

開所時間	平日（学校がある日）	下校時 ～ 19:00
	土曜日／祝日／春・夏・冬休み／学校代休日	7:30 ～ 19:00
	※土曜日・祝日に開所する児童クラブは下記参照	
休日	日曜日／12月29日～翌年1月3日	

※自然災害や感染症等の流行によって、臨時閉所することがあります。

※学校敷地内外児童クラブ専用建物または学校内特別教室での保育になります。

○土曜日に開所する児童クラブ⇒二本木・南部・桜井・北部・丈山・桜町

○祝日に開所する児童クラブ⇒二本木・南部

10. 育成料

	通年利用者（毎月・8月除く）	8月利用者	長期休業日のみ利用者 （4・7・12・1・3月）
育成料	月額 5,200円	月額 8,600円	月額 2,600円

※日割り計算はしません。

※長期休業日の利用については、それぞれ利用する月毎に育成料が必要となります。

※入会後は「退会届」「休会届」を提出されない限り、1日も利用されなくても、育成料は発生します。また、途中で入会・退会された場合も、1か月の育成料を徴収させていただきます。

※育成料は、金融機関の口座からの振替納付を原則としていますので、口座振替依頼書を提出してください。安城市のHPからの申請も可能です。振替日は、毎月末日です。振替日が金融機関の休業日の場合はその翌日となります。（12月の振替日は入会後にご案内します）

※滞納が続いた場合は退会していただくことがあります。

11. 育成料の免除

次の世帯は育成料を免除することができます。免除を希望される場合は**育成料減免申請書**を提出してください。（対象世帯に該当していても、申請がない場合は適用ができませんのでご注意ください）

- （１） 生活保護世帯
- （２） 保護者及び６９歳以下の同一住所の祖父母の市町村民税が非課税（参照）

【参 照】４月分から６月分までの育成料は前年度市町村民税、７月分から翌年３月分までの育成料は、入会年度の市町村民税で免除を判定します。

育成料	４月分	５月分	６月分	７月分	８月分	９月分	１０月分	１１月分	１２月分	１月分	２月分	３月分
市町村民税	前年度で判定			入会年度で判定								
非課税証明書 発行先※	令和８年１月１日に 住民登録のある市町村			令和９年１月１日に住民登録のある市町村								

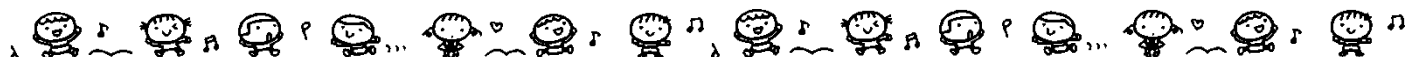
※非課税証明書の発行元が安城市の場合は、こども課で確認・審査ができますので、証明の提出は不要です。安城市以外の場合のみ、該当の市区町村で「市町村民税非課税証明書」の発行手続きをしていただき、提出してください。

12. 児童クラブ一覧

児童クラブの住所、電話番号等、詳細については、右記の二次元コードから検索できます。→→→→→



●公立児童クラブ問い合わせ先 安城市役所 こども課児童クラブ係（あんぱ〜く内）
TEL 72-2319（直通）



◎ 民間児童クラブ一覧

民間児童クラブのお申し込みにつきましては、直接下記へお問い合わせください。

No.	クラブ名	所在地	電話	対象学年	主な小学校区
1	学童保育 なかよしクラブ	昭和町３－２６	74-3664	1～6年生	中部・新田
2	ひまわりクラブ	御幸本町１１－１７	74-4400	1～6年生	錦町・桜町
3	安城つくしクラブ	緑町１－１２－１２	76-7567	1～6年生	二本木・梨の里
4	まなびの杜パロー教室	篠目町１－１１－１７ パロー安城店２階	66-8346	1～6年生	里町・二本木・中部 北部・作野・三河安城 新田・今池・梨の里
5	まなびの杜第２教室	篠目町新郷３ 増田貸事務所２階	66-8346	1～6年生	里町・二本木・中部 北部・作野・三河安城 新田・今池・梨の里
6	学童保育 りんぐ	横山町下毛賀知２－１０	090- 1275-0670	1～6年生	二本木・錦町・三河安城 西部・桜町